

道路工事関係技術便覧の一部を次のように改定する。

次の表の改定前の欄に掲げる規定を同表の改定後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改定する。

改定後	改訂前
<p>第1編 共通編 第10章 橋梁 第2節 共通事項 10-7-6 橋面防水工 1 (略) 2 (略) 3 <u>道路橋における床版防水層の選定にあたっては、「道路橋工事の床版防水工における床版防水層の設計・施工について(通知)」(令和5年8月10日付第202300127695号県土整備部長通知)に従い、床版の状況や施工条件等を考慮したうえで、最も経済的な床版防水層となるよう留意すること。</u> <u>また、設計・施工にあたっては「道路橋床版防水便覧」(日本道路協会)を参考とすること。</u></p>	<p>第1編 共通編 第10章 橋梁 第2節 共通事項 10-7-6 橋面防水工 1 (略) 2 (略) 3 新設橋の防水層は、車道部はシート系防水層、歩道部は塗膜系防水層を標準とする。 設計・施工にあたっては「道路橋床版防水便覧」(日本道路協会)を参考とすること。</p>